

代理受領について

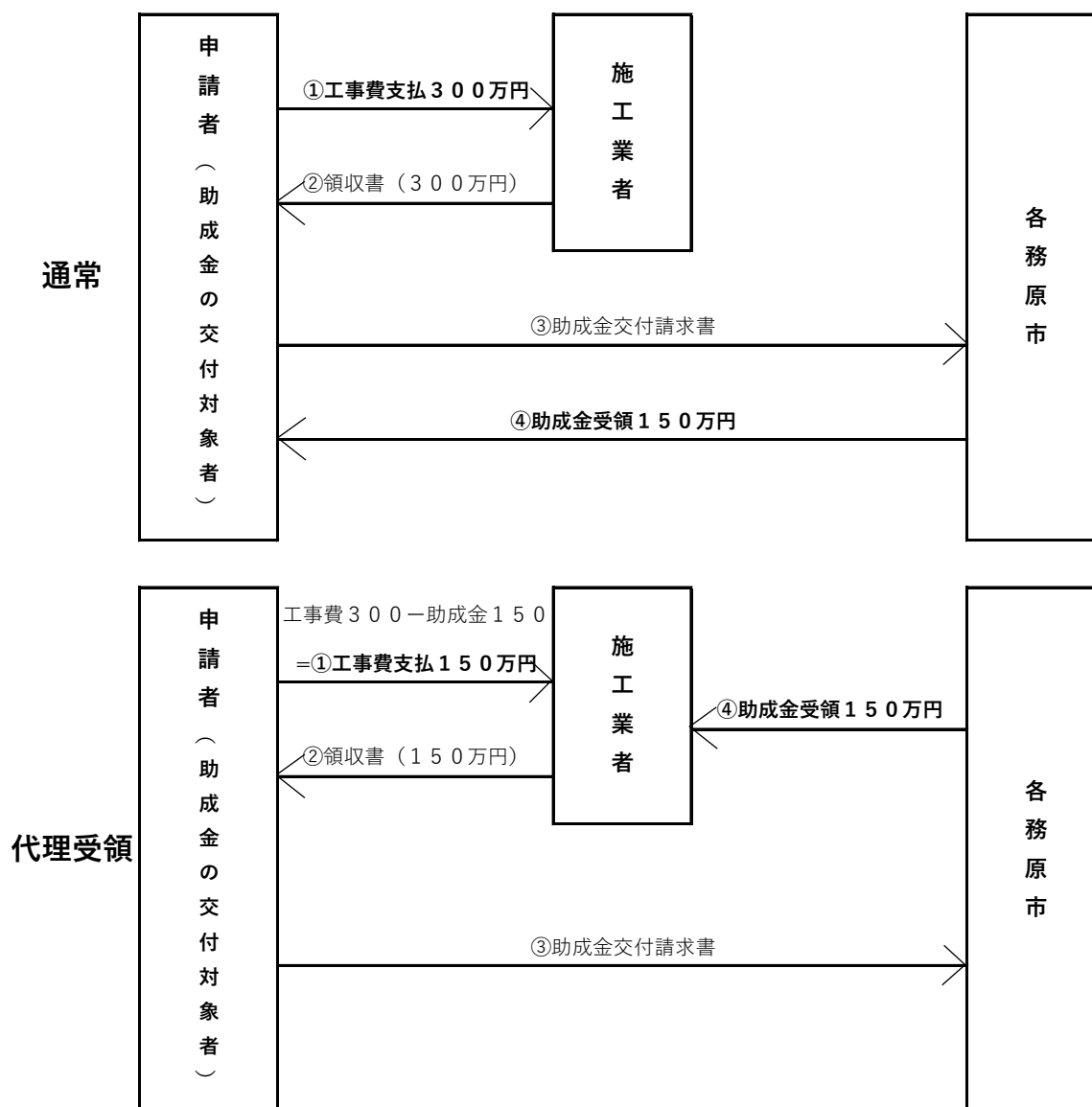
(木造耐震補強工事の助成金)

代理受領とは

木造耐震補強工事を行った者が申請者（助成金の交付対象者）から申出を受け、助成金の受領を代理で行うことができる制度です。

申請者（助成金の交付対象者）は、工事費から助成金を差し引いた金額を用意すればよいこととなり、初期費用の負担が軽減されます。

(例) 工事費 300 万円、助成金 150 万円の場合



〈注意事項〉

- ① 委任先は、原則、1者としてください。
- ② 助成金の振込は、適正な請求書を受理してから、約1か月後になります。
- ③ 助成金の交付対象者と施工業者双方でよく協議した上でご利用ください。